



あなたの人権感覚をチェックしてみませんか？



ふだん、人権ということ意識することなく過ごしていると、私たちは知らず知らずのうちに誰かの人権を侵害してしまっていることがあります。また、人権を侵害している側は、その行為が相手にとって深刻な問題であると感じていない場合もあります。

誰もが幸せに暮らすためには、人権という視点からふだんの生活を見ていくこと(点検と気づき)、そしてそのような意識を持ち続けることが大切です。

次のそれぞれの設問を読んで、あなた自身の行動として「はい」か「いいえ」に○印をつけ、ふだんの生活をもう一度見つめ直してみましょう。

No.	チェック項目	回答欄
1	自分以外の家族あてに送付された郵便物や電子メール、携帯電話の履歴等を勝手に見ないようにしている	はい・いいえ
2	子どもが自分に話しかけてきたら、子どもの方を向いて真剣に話を聞くようにしている。(一方的に自分(親等)の考えを押しつけない)	はい・いいえ
3	子どもをしかるとき、大声でどなったり、身体をたたいたりしないようにしている。	はい・いいえ
4	「男の子なんだからしっかりしなさい」、「女の子だから家事のお手伝いをしなさい」などと、男や女はこうあるべきと決めつける発言をしない。	はい・いいえ
5	掃除、洗濯、食事のしたく・片づけ・ゴミ出し等の家事や地域活動への参加など、性別・年齢に関係なく家族の一員として協力している。	はい・いいえ
6	近所の人と会話するとき、他の家のプライバシーに関わることは話題にしないようにしている。	はい・いいえ
7	駅などでお年寄りや障害のある人が階段の上り下りや建物の出入りに困っていたら、「お手伝いしましょうか？」と声をかける。	はい・いいえ
8	自分とは違った生き方をしている人や違った価値観をもっている人を尊重し、偏った先入観で見ないように努めている。	はい・いいえ
9	どんなときにも、相手に不快感を与えるような顔つきや態度をとったりしないように心がけている。	はい・いいえ
10	人によって態度を変えて接するようなことをしていない。	はい・いいえ

※ 山梨県では、学校や企業、地域などで人権についての学習、研修を行う際に、適切な講師を無料で派遣する人権啓発出前講座・講師派遣事業を実施しています。(県が謝礼や旅費を負担)
概ね30人以上の参加者があれば申込ができます。積極的に御活用いただければ幸いです。

〒400-0831 甲府市上町601-4 甲府市環境センター内 なでしこ工房1階事務室
国連NGO 横浜国際人権センター・山梨ランチ
(代表・横山 隆史 (全日本同和会山梨県連合会・会長)) (TEL・055-243-8563)